公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１２６号
神奈川県座間市東原１丁目９番93号　アムールさがみ野107号
債務者　有村　　功
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１２７号
相模原市緑区千木良994番地１
債務者　溝口　和明
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１２８号
相模原市緑区千木良994番地１
債務者　溝口　幸子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１２９号
相模原市緑区下九沢1764番地　大沢団地４―101
債務者　渡辺　正則
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１４１号
相模原市南区南台４丁目12番53―604号
債務者　中野　翔太
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１２６号
静岡県裾野市金沢69番地の３
債務者　永田　弥生（旧姓佐野）
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２６２号
京都市山科区北花山中道町61番地の19
債務者　井口　恵蔵
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３６９号
京都府八幡市八幡源氏垣外97番地
債務者　足立　正男
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３８０号
京都府城陽市寺田樋尻95番地の29
債務者　足立　秀行
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３８２号
京都府城陽市寺田樋尻95番地の29
債務者　足立美紀子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４０５号
京都市左京区田中大堰町35番地　ヴィラ本間Ⅱ303号室
債務者　早川　正洋
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４１６号
京都市伏見区醍醐御霊ケ下町20番地　幸福荘301
債務者　生土　浩明
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４８１号
京都市伏見区石田西ノ坪１番地　住宅公団醍醐石田団地８―203
債務者　鶴田小夜子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５１４号
京都市右京区山ノ内宮脇町９番地　野菊荘309号
債務者　伊藤美代子（旧姓川上）
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２２５号
大阪府河内長野市木戸西町３丁目１番17―207号、前住所大阪府河内長野市南青葉台21番９号
債務者　坂本美和子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３４２号
大阪府高石市東羽衣７丁目２番44号
債務者　松山　悦子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３７５号
大阪府高石市取石５丁目９番２－１Ｑ号
債務者　川口　公一
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月３日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係